

令和4年度「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」応募要領 改訂対比表

応募要領の内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改定箇所)

| ページ・項目 | 改訂前 | 改訂後 |
|--------------------|--|--|
| 12 3-8 | ・補助金の有効利用の観点から、計画変更が生じないよう、全体計画をよく検討し申請を行うようにしてください。 | 改行 |
| 14 4-1 | VCG-663CN3 定価 398,000 VCG-663CN7 定価 448,000 | VCG-663CN3 定価 <u>4</u> 98,000 VCG-663CN7 定価 <u>5</u> 48,000 |
| 18 4-2 | ●ハンドホールの搬入、運搬 | ●ハンドホールの搬入、運搬 <u>費</u> |
| 23 4-5 | P-23 | P-22 に <u>移動</u> |
| 40 5-9 | ※実績報告時には補助対象経費で申告した工事項目に該当する要部写真を提出の提出が必要となります。 | ※実績報告時には補助対象経費で申告した工事項目に該当する要部写真 <u>(削除)</u> の提出が必要となります。 |
| 65 5-23 | ※1：特例措置による申請の場合は施工前、施工後のどちらでも可 | <u>(削除)</u> |
| 110 参考2 実施細則 | 2-1. V2H 充放電設備メーカーとの関係性を確認 (1) 申請者の自社調達の場合 当該調達品の 本体価格に対する製造原価(注3)の比率 をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって 補助金交付額 から利益相当額の排除を行う。 (3) 申請者の関係会社(上記(2)) 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以 | 2-1. V2H 充放電設備メーカーとの関係性を確認 (1) 申請者の自社調達の場合 当該調達品の 製造原価(注3) をもって補助対象経費とする。 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。 (3) 申請者の関係会社(上記(2))を除く。)からの 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナ |

| ページ・項目 | 改訂前 | | 改訂後 | |
|--------|---------------------------------|--|---------------------------------|--|
| | を除く。)からの調達の場合 | 下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって 補助金交付額 から利益相当額の排除を行う。 | 調達の場合 | スの場合は0とする。)をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。 |
| | 2-2. V2H 充放電設備販売会社との関係性の確認 | | 2-2. V2H 充放電設備販売会社との関係性の確認 | |
| | (1) 申請者の自社調達の場合 | 申請不可とする。 | (1) 申請者の自社調達の場合 | 申請不可とする。 |
| | (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 | 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって 補助金交付額 から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。 | (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 | 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。 |
| | (3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合 | 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって 補助金交付額 から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。 | (3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合 | 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。 |
| | 3. 設置工事の利益等排除の方法 | | 3. 設置工事の利益等排除の方法 | |
| | (1) 申請者の自社調達の場合 | 申請不可とする。 | (1) 申請者の自社調達の場合 | 申請不可とする。 |
| | (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 | 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。 | (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 | 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。 |
| | (3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合 | 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。 | (3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合 | 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって 補助対象経費 から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。 |